

さいたま市告示第778号

道路の区域の変更に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更したので告示する。

その関係図面は、告示の日より15日間、西区及び見沼区はさいたま市建設局北部建設事務所土木管理課において、桜区、南区及び緑区はさいたま市建設局南部建設事務所土木管理課において、一般の縦覧に供する。

令和7年5月1日

さいたま市長 清水 勇 人

道路の種類 市道

路線名	区間	変更前 変更後	幅員(m)	延長(m)
C 第 2 2 0 号 線	さいたま市桜区西堀一丁目 1945 番 3 地先	前	3.00	23.65
	さいたま市桜区西堀一丁目 1946 番 1 地先			
	さいたま市桜区西堀一丁目 1945 番 3 地先	後	4.30	23.65
	さいたま市桜区西堀一丁目 1946 番 1 地先			
D 第 1 9 2 号 線	さいたま市南区曲本一丁目 515 番 1 地先	前	2.40	20.94
	さいたま市南区曲本一丁目 515 番 1 地先			
	さいたま市南区曲本一丁目 508 番 1 地先	後	4.00	22.76
	さいたま市南区曲本一丁目 506 番地先			
N 第 3 8 0 号 線	さいたま市緑区大字大崎字棚井前 2958 番 1 地先	前	2.70	251.24
	さいたま市緑区大字大崎字棚井前 2992 番 1 地先			
	さいたま市緑区大字大崎字棚井前 2958 番 1 地先	後	4.50 ～ 5.00	251.24
	さいたま市緑区大字大崎字棚井前 2992 番 1 地先			
N 第 3 8 4 号 線	さいたま市緑区大字大崎字棚井前 2993 番 1 地先	前	1.80	105.53
	さいたま市緑区大字大崎字棚井前 3007 番 1 地先			
	さいたま市緑区大字大崎字棚井前 2993 番 1 地先	後	5.00	105.53
	さいたま市緑区大字大崎字棚井前 3007 番 1 地先			
1 1 2 5 3 号 線	さいたま市見沼区大和田町二丁目 1492 番 1 地先	前	2.42 ～ 4.00	110.76
	さいたま市見沼区大和田町二丁目 1484 番 5 地先			
	さいたま市見沼区大和田町二丁目 1492 番 1 地先	後	3.21 ～ 4.04	110.76
	さいたま市見沼区大和田町二丁目 1484 番 5 地先			

3 1 0 1 9 号 線	さいたま市西区宮前町 1579 番 3 地先	前	1.82	35.96
	さいたま市西区宮前町 1578 番 1 地先			
	さいたま市西区宮前町 1579 番 3 地先	後	4.00	35.96
	さいたま市西区宮前町 1578 番 1 地先			